公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和8年（へ）第1号

兵庫県加古川市加古川町篠原町300番地ブランズ加古川駅前601号
申立人　松原　公平
兵庫県加古川市加古川町篠原町300番地ブランズ加古川駅前601号
申立人　松原　まゆみ
権利の届出の終期　令和8年12月15日
令和8年9月8日　加古川簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴　土地の表示
所在　加古川市加古川町寺家町字東ノ町
地番　369番2
地目　宅地
地積　144.09平方メートル
⑵　建物の表示
所在　加古川市加古川町寺家町字東ノ町369番地2
家屋番号　369番2
種類　倉庫・店舗
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積　1階　134.45平方メートル
2階　134.45平方メートル
⑶　登記年月日番号　神戸地方法務局加古川支局昭和30年3月19日受付第1421号
⑷　登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　昭和24年11月1日設定
借賃　⑴の土地につき1月50円
⑵の建物につき1月20円
支払期　毎月末日
存続期間　15年
特約　⑴の土地につき譲渡、転貸ができる
⑵の建物につき移転、転貸ができる
賃借権者　加古川市加古川町寺家町367番地の4　株式会社金川商店

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第３１８号

兵庫県加古川市尾上町長田３９４番地の３
申立人　牧　裕生
本籍兵庫県加古川市尾上町長田３９４番地３
最後の住所兵庫県加古川市尾上町長田３９４番地の３
不在者　牧　一敬
昭和16年10月19日生
届出期間満了日　令和９年２月１日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和８年（家）第６２４８号

東京都江東区南砂１－３－１－２０６
申立人　橋本　惠子
本籍大阪府大阪市北区浪花町１２４番地
最後の住所大韓民国京畿道坡州市以下不詳
不在者　岩城　勝三
昭和２０年４月２１日生
届出期間満了日　令和９年１月２２日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第１５２号

兵庫県西宮市青木町５番19－305号
申立人　木原佳代子
本籍香川県丸亀市本島町笠島271番地
従来の住所不詳
不在者　藤井彌壽助
嘉永３年６月７日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
高松家庭裁判所丸亀支部

令和８年（家）第３０１２号

東京都中野区中野３－44－14
申立人　山中　俊明
本籍東京都中野区中野３丁目25番地
最後の住所東京都中野区上高田２丁目40番32号やよいハウス205
不在者　山中　英俊
昭和32年６月27日生
届出期間満了日　令和９年１月20日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３４１３号

大阪市浪速区敷津西１丁目１番７号フクエビルＣ－２
申立人　松本　吉弘
本籍大阪府大阪市西区北堀江二丁目１６番
最後の住所大阪市西区南堀江三丁目１３番５－３０３号
戸籍附票上の住所　大阪市浪速区敷津西一丁目１番７－Ｃ２号
不在者　松本　淳二郎
昭和8年3月26日生
届出期間満了日　令和9年1月19日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第３２０９号

東京都国立市青柳３丁目８番地の２２
申立人　渡邊　隆久
本籍岐阜県多治見市栄町二丁目５１番地
最後の住所大阪市西成区天下茶屋一丁目３番１７号
不在者　安藤　充利
昭和19年2月11日生
届出期間満了日　令和9年1月19日
大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第４７７１号

本籍富山県滑川市栗山３４１１番地
最後の住所大阪府摂津市香露園２４－２９　ピンクパンサー３０７号室
不在者　石原　澄雄
昭和19年3月8日生
令和8年9月11日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

令和　７年（家）第　４２３号

本籍青森県十和田市大字大沢田字大沢田71番地
最後の住所青森県十和田市大字大沢田字大沢田71番地
不在者　仁和　トワ
昭和10年１月18日生
令和８年９月12日失踪宣告審判確定
青森家庭裁判所　十和田支部
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和８年（へ）第４号

大分市大字志生木1319番地
申立人　有限会社九州豊予運輸
代表者代表取締役　渡邉　誠治
権利を争う旨の申述の終期　令和８年９月２日
令和８年９月11日
小倉簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＧ31483
金額　1,950,740円
支払期日　令和８年５月31日
支払地　北九州市
支払場所　株式会社福岡銀行北九州営業部
振出日　令和７年12月20日
振出地　北九州市
振出人　株式会社九州スーパーハウス　代表取締役　吉原　健道
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第７２号

岩手県一関市真柴字吉ケ沢２番地31
債務者　株式会社一関電子
代表者代表取締役　桒嶋　勇
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森﨑　信介
４　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後３時30分
盛岡地方裁判所一関支部